

1. 水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）（抜粋）

（改正：昭 49 環告 63、昭 50 環告 3、昭 57 環告 41、昭 57 環告 140、昭 60 環告 29、昭 61 環告 1、平 3 環告 78、平 5 環告 16、平 5 環告 65、平 7 環告 17、平 10 環告 15、平 11 環告 14、平 12 環告 22、平 15 環告 123、平 20 環告 40、平 21 環告 78、平 23 環告 94、平 24 環告 84、平 24 環告 127、平 25 環告 30、平 26 環告 39、平 26 環告 126、平 28 環告 37、平 31 環告 46、令 3 環告 62、令 7 環告 35）

水質汚濁に係る環境基準は、「環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）」第 16 条第 1 項に基づき定められたものであり、人の健康の保護に関する環境基準と生活環境の保全に関する環境基準とに分かれている。

人の健康の保護に係る環境基準は、全公共用水域につき一律に適用されるものとして設定され、設定後直ちに達成維持すべきものとされている。

生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼、海域の利水目的に応じて水域別に設定されており、水域ごとに類型、達成期間が定められている。

（1）人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カ ド ミ ウ ム	0.003 mg/L 以下	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102-3 14.3、14.4 又は 14.5 に定める方法
全 シ ア ン	検出されないこと	規格 K0102-2 9.3.2 若しくは 9.3.3 の蒸留操作を行い、9.4、9.5 若しくは 9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない）の分析を行う方法又は付表 1（蒸留操作は装置にて行う）に掲げる方法
鉛	0.01 mg/L 以下	規格 K0102-3 13.2、13.3、13.4 又は 13.5 に定める方法
六 価 ク ロ ム	0.02 mg/L 以下	規格 K0102-3 24.3（24.3.3 及び 24.3.7 を除く。）に定める方法（ただし、次の 1 及び 2 に掲げる場合にあっては、それぞれ 1 及び 2 に定めるところによる。） 1 規格 K0102-3 24.3.4、24.3.5 又は 24.3.6 に定める方法による場合（24.3.3.4 の b）による場合に限る。） 試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg/L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70～120%であることを確認すること。 2 規格 K0102-3 24.3.2 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 1 に定めるところによるほか、規格 K0170-7 7 の a) 又は b) に定める操作を行うこと。
砒 素	0.01 mg/L 以下	規格 K0102-3 20.3、20.4 又は 20.5 に定める方法
総 水 銀	0.0005 mg/L 以下	付表 2 に掲げる方法
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと	付表 3 に掲げる方法
P C B	検出されないこと	付表 4 に掲げる方法
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02 mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四 塩 化 炭 素	0.002 mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1，2－ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1，1－ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス－1，2－ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1，1，1－トリクロロエタン	1 mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1，1，2－トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1，3－ジクロロプロペン（D-D）	0.002 mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チ ウ ラ ム	0.006 mg/L 以下	付表 5 に掲げる方法
シ マ ジ ン（CAT）	0.003 mg/L 以下	付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ（ベンチオカブ）	0.02 mg/L 以下	付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベ ン ゼ ン	0.01 mg/L 以下	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セ レ ン	0.01 mg/L 以下	規格 K0102-3 26.2、26.3 又は 26.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	硝酸性窒素にあっては規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 に定める方法
ふ つ 素	0.8 mg/L 以下	規格 K0102-2 5.2 及び 5.3、5.2 及び 5.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものをを用い、規格 K0170-6 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）又は 5.2（蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH 試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、蒸留操作を省略することができる。）及び 5.5 に定める方法
ほ う 素	1 mg/L 以下	規格 K0102-3 5.2、5.5 又は 5.6 に掲げる方法
1，4－ジ オ キ サ ン	0.05 mg/L 以下	付表 7 に掲げる方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表 2 において同じ。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102-2 15. 3、15. 4、15. 6、15. 7 又は 15. 8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0. 2259 を乗じたものと規格 K0102-2 14. 2、14. 3 又は 14. 4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0. 3045 を乗じたものの和とする。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

① 河川（湖沼を除く。）

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20 CFU/100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300 CFU/100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000 CFU/100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	——
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	——
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	——
測定方法		規格 K0102-1 12 に定める方法又は ガラス電極を用い る水質自動監視測 定装置によりこれ と同程度の計測結 果の得られる方法	規格 K0102-1 18 に定める方法	付表 8 に掲げる方 法	規格 K0102-1 21.2、21.3、21.4 及び 21.5 に定め る方法又は隔膜電 極若しくは光学式 センサを用いる水 質自動監視測定装 置によりこれと同 程度の計測結果の 得られる方法	規格 K0102-5 5.6.2 (5.6.2.7 は 除く。)に定める 方法 (ただし、試 料採取後直ちに試 験ができないとき は、0～5℃ (凍結 させない) の暗所 に保存し、9 時間 以内に試験するこ とが望ましく、12 時間以内に試験す る。)

備考

- 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番め（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。（湖沼もこれに準ずる。）
- 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。
- 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit) /100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 " 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 " 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 " 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物 特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物 特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04mg/L 以下
測定方法		規格 K0102-3 12.2、12.3、12.4 及び 12.5 に定める方法	付表 9 に掲げる方法	規格 K0102-4 6.2.5 に定める方法
備考 1 基準値は年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）				

◆ノニルフェノール(平成 24 年 8 月環境省告示第 127 号)並びに直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(平成 25 年 3 月環境省告示第 30 号)が、新たに環境基準項目に追加された。

② 湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上あり、かつ、水の滞留時間が4日間以上ある人工湖）

ア

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (COD)	浮 遊 物 質 量 (SS)	溶 存 酸 素 量 (DO)	大 腸 菌 数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	20 CFU/100mL 以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	300 CFU/100mL 以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	——
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	——
測定方法		規格K0102-1 12に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格K0102-1 17.2に定める方法	付表8に掲げる方法	規格K0102-1 21.2、21.3、21.4及び21.5に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格K0102-5 5.6.2 (5.6.2.7は除く。)に定める方法 (ただし、試料採取後直ちに試験ができないときは、0～5℃ (凍結させない) の暗所に保存し、9時間以内に試験することが望ましく、12時間以内に試験する。)
備 考						
1 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。 2 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。 3 水道3級を利用目的としている地点（水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数1,000CFU/100mL以下とする。 4 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。						

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
" 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
" 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
" 3級：コイ、フナ等、富栄養湖型の水域の水産生物用
4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
" 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐 ^{りん}
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
Ⅱ	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01 mg/L以下
Ⅲ	水道3級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03 mg/L以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05 mg/L以下
Ⅴ	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L以下	0.1 mg/L以下
測定方法		規格 K0102-2 17.3、17.4 又は 17.5（17.5.3.2を除く。）に定める方法	規格 K0102-2 18.4 （18.4.1.4のb）を除く。）に定める方法
備考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3 農業用水については、全燐 ^{りん} の項目の基準値は適用しない。			

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
" 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
" 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
" 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3級の水産生物用
" 3種：コイ、フナ等の水産生物用
4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.0006 mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.04mg/L以下
測定方法		規格 K0102-3 12.2、12.3、12.4 及び 12.5 に定める方法	付表9に掲げる方法	規格 K0102-4 6.2.5 に定める方法
備考 1 基準値は年間平均値とする。				

◆ノニルフェノール(平成24年8月環境省告示第127号)並びに直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(平成25年3月環境省告示第30号)が、新たに環境基準項目に追加された。

(注) 神戸市の湖沼における類型指定はなされていない。

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L	第 1 の 2 の (2) により水域類型ごとに指定する水域
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する	3.0mg/L	第 1 の 2 の (2) により水域類型ごとに指定する水域
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L	第 1 の 2 の (2) により水域類型ごとに指定する水域
測定方法		規格 K0102-1 21.2、21.3、21.4 及び 21.5 に定める方法又は付表 10 に掲げる方法	

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

(注) 神戸市の湖沼における類型指定はなされていない。

③ 海域

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及び B以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	300 CFU/100mL 以下	検出されないこと
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5 mg/L以上	——	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2 mg/L以上	——	——
測定方法		規格K0102-1 12 に定める方法又は ガラス電極を用い る水質自動監視測 定装置によりこれ と同程度の計測結 果の得られる方法	規格K0102-1 17.2 に定める方法（た だし、B類型の工 業用水及び水産2 級のうちノリ養殖 の利水点における 測定方法はアルカ リ性法）	規格K0102-1 21.2、21.3、21.4 及び21.5に定め る方法又は隔膜電 極若しくは光学式 センサを用いる水 質自動監視測定装 置によりこれと同 程度の計測結果の 得られる方法	規格K0102-5 5.6.2（5.6.2.7 は除く。）に定め る方法（ただし、 試料採取後直ちに 試験ができないと きは、0～5℃（凍 結させない）の暗 所に保存し、9時 間以内に試験す ることが望ましく、 12時間以内に試 験する。）	規格K0102-1 22.5 に定める方法

備考

1 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100mL 以下とする。

2 アルカリ性法とは、次のものをいう。

試料 50mL を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液（10w/v%）1mL を加え、次に過マンガン酸カリウム溶液（2mmol/L）10mL を正確に加えた後、沸騰した水浴中に正確に 20 分放置する。その後よう化カリウム溶液（10w/v%）1mL とアジ化ナトリウム溶液（4w/v%）1 滴を加え、冷却後、硫酸（2+1）0.5mL を加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液（10mmol/L）ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式により COD 値を計算する。

$$\text{COD (O}_2\text{mg/L)} = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f \text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \times 1000 / 50$$

(a) : チオ硫酸ナトリウム溶液（10mmol/L）の滴定値（mL）

(b) : 蒸留水について行った空試験値（mL）

fNa₂S₂O₃ : チオ硫酸ナトリウム溶液（10mmol/L）の力価

3 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit）/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用並びに水産2級の水産生物用

〃 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン ^{りん}
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
Ⅱ	水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの(水産3種を除く)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
Ⅳ	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L以下	0.09mg/L以下
測定方法		規格 K0102-2 17.4 又は 17.5 (17.5.3.2を除く。)に定める方法	規格 K0102-2 18.4 (18.4.1.4のb)を除く。)に定める方法
備考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。			

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランスよく、かつ、安定して漁獲される
水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.01mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/L以下	0.0007 mg/L以下	0.006mg/L以下
測定方法		規格 K0102-3 12.2、12.3、12.4 及び12.5 に定める方法	付表9に掲げる方法	規格K0102-4 6.2.5に定める方法
備考 1 基準値は年間平均値とする。				

◆ノニルフェノール(平成24年8月環境省告示第127号)並びに直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(平成25年3月環境省告示第30号)が、新たに環境基準項目に追加された。

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L	第 1 の 2 の (2) により水域類型ごとに指定する水域
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する	3.0mg/L	第 1 の 2 の (2) により水域類型ごとに指定する水域
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L	第 1 の 2 の (2) により水域類型ごとに指定する水域
測定方法		規格 K0102-1 21.2、21.3、21.4 及び 21.5 に定める方法又は付表 10 に掲げる方法	

備考

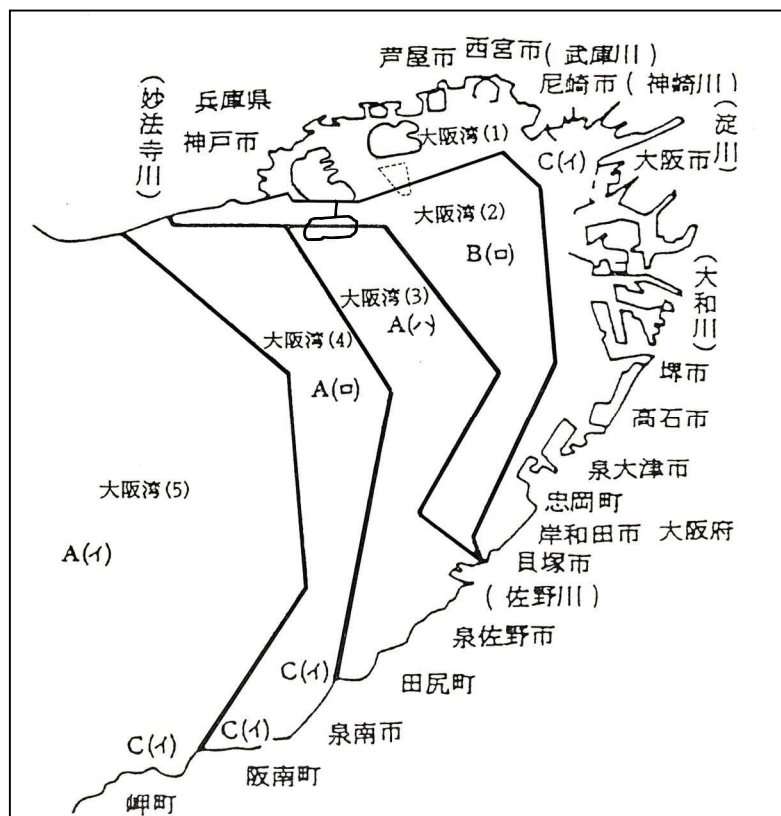
- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

(3) 環境基準に係る水域類型の指定(全窒素・全磷・水生生物の保全に係る項目以外)

水域の範囲	水域類型	達成期間	指定年月、告示等
武庫川中流 (三田市大橋から仁川合流点まで)	B	イ	昭和45年9月1日 閣議決定
明石川上流 (伊川合流点より上流)	B	イ	昭和48年9月4日 兵庫県告示第1415号
明石川下流 (伊川合流点より下流)	C	ロ	
志染川 (呑吐ダム上流端から上流の志染川本流)	B	ロ	昭和60年3月22日 兵庫県告示第451号
伊川 (伊川と明石川との合流点から上流の伊川本流)	C	ロ	
福田川 (福田川本流全域)	E	ロ	
千苧水源池 (千苧ダムのえん堤及びこれに接続する陸岸に囲まれた水域)	A	イ	昭和53年3月24日 兵庫県告示第652号
兵庫運河 (新川運河を含む)	C	ロ	昭和46年12月28日 環境庁告示第60号 改正 平成14年3月29日 環境省告示第33号
大阪湾(1) (別記1の水域)	C	イ	
大阪湾(2) (別記2の水域)	B	ロ	
大阪湾(3) (別記3の水域)	A	ハ	
大阪湾(4) (別記4の水域)	A	ロ	
大阪湾(5) (別記5の水域)	A	イ	

(注) 達成期間の分類は、次のとおりとする。

- (1) 「イ」：直ちに達成
(2) 「ロ」：5年以内で可及的すみやかに達成
(3) 「ハ」：5年を越える期間で可及的すみやかに達成



(別記)

- 1 兵庫県神戸港和田岬灯台と同港第一防波堤西端を結ぶ線、同防波堤、同防波堤東端と同港第一南防波堤北端を結ぶ線、同防波堤、同防波堤南端と同県ポートアイランド埋立地南端を結ぶ線、同港第八防波堤、同防波堤東端と同地点から東北東方 9,200mの地点（北緯 34 度 40 分 20 秒、東経 135 度 21 分 11 秒）を結ぶ線、同地点と同地点から南東 1,600mの地点を結ぶ線、同地点と同地点から南方 12,200mの地点（北緯 34 度 33 分 12 秒、東経 135 度 22 分 52 秒）を結ぶ線、同地点と大阪府阪南港阪南四区北防波堤基部から同防波堤に沿って 300mの地点を結ぶ線、同防波堤、同港阪南六区埋立地南端と同港阪南五区埋立地西端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、兵庫運河（新川運河を含む。）に係る部分を除いたもの（大阪湾(1)）
- 2 兵庫県神戸市妙法寺川河口右岸、同地点と同地点から南 500mの地点を結ぶ線、同地点と同地点から東 11,500mの地点を結ぶ線、同地点と同地点から南東方 12,000mの地点（北緯 34 度 32 分 42 秒、東経 135 度 20 分 34 秒）を結ぶ線、同地点と同地点から南南西 9,300mの地点を結ぶ線および同地点と大阪府貝塚市近木川河口左岸を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域であって、兵庫運河（新川運河を含む。）および大阪湾(1)に係る部分を除いたもの（大阪湾(2)）
- 3 兵庫県神戸市妙法寺川河口右岸、同地点と同地点から南 500mの地点を結ぶ線、同地点と同地点から東 5,700mの地点を結ぶ線、同地点と同地点から南東方 12,600mの地点（北緯 34 度 32 分 54 秒、東経 135 度 16 分 44 秒）を結ぶ線、同地点と大阪府阪南市男里川河口左岸を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、兵庫運河（新川運河を含む。）、大阪湾(1)および同湾(2)に係る部分を除いたもの（大阪湾(3)）
- 4 兵庫県神戸市塩屋川河口右岸、同地点と同地点から南東方 14,000mの地点（北緯 34 度 33 分 6 秒、東経 135 度 12 分 0 秒）を結ぶ線、同地点と同地点から南東 11,500mの地点（北緯 34 度 27 分 0 秒、東経 135 度 13 分 22 秒）を結ぶ線、同地点と大阪府泉南郡岬町淡輪 5893 番地の 2 の地点を結ぶ線および陸岸により囲まれた海域であって、兵庫運河（新川運河を含む。）、大阪湾(1)、同湾(2)、同湾(3)、尾崎港および淡輪港に係る部分を除いたもの（大阪湾(4)）
- 5 和歌山県和歌山市田倉崎と兵庫県淡路島生石鼻を結ぶ線、同島松帆崎と兵庫県明石市朝霧川河口左岸を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、兵庫運河（新川運河を含む。）、大阪湾(1)、同湾(2)、同湾(3)、同湾(4)、尾崎港、淡輪港、洲本港(1)、同港(2)および津名港に係る部分を除いたもの（大阪湾(5)）

(4) 千苅水源池における全燐に係る水域類型の指定（平成 14 年 4 月 30 日兵庫県告示第 689 号）

（改正：令 3 兵庫県告示 1184）

千苅水源池における富栄養化の進行に伴い、植物プランクトンの増殖による利水障害が見られることから、総合的な水質保全対策の推進を図るため、平成 14 年 4 月 30 日付で全燐に係る環境基準が設定された。段階的に暫定目標（令和 7 年度：全燐 0.019mg/L）を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努めることとなっている。

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

水域	該当類型	達成期間	基準値	暫定目標 (令和 7 年度)
千苅水源池 (別記の水域)	湖沼Ⅱ (全窒素の 項目の基準 値を除く)	段階的に暫定目標を達成し つつ、環境基準の可及的速 やかな達成に努める。	全燐 0.01mg/L 以下	全燐 0.019mg/L

(別記) 千苅ダムのえん堤及びこれに接続する陸岸に囲まれた水域

(5) 大阪湾における全窒素、全燐に係る水域類型の指定

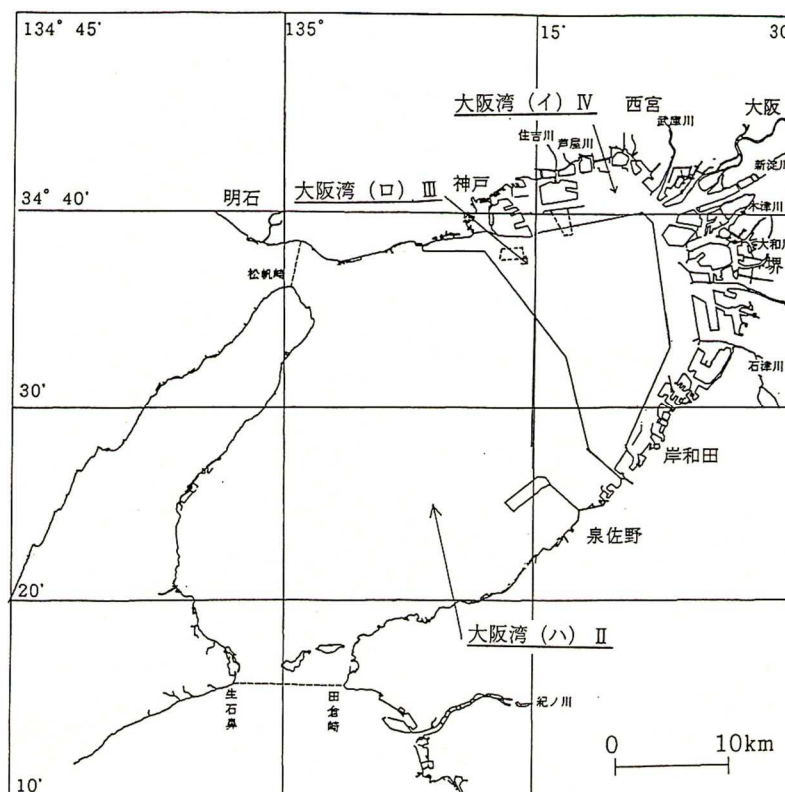
(指定：平成 7 年 2 月 28 日環境庁告示第 5 号、改正：平成 17 年 6 月 3 日環境省告示第 47 号)

海域の富栄養化防止の観点から、平成 5 年 8 月 27 日付けで海域の全窒素及び全燐に係る環境基準が設定された。この環境基準は、水域の利水目的に対応して複数の類型が設けられており、個々の水域にいずれかの類型をあてはめることによって、当該水域の具体的な水質目標が示されることとなっている。この類型指定は、政令で都道府県知事に委任された水域以外の水域については、環境大臣がおこなうこととされている。

環境大臣が類型指定を行うこととされている水域のうち、特に富栄養化の著しい東京湾、大阪湾、伊勢湾並びに播磨灘～響灘及び周防灘の瀬戸内海について、水域類型が指定されている。(なお、環境基準の達成が明らかに困難と予測される類型について、段階的に達成すべき暫定目標として大阪湾では海域Ⅱ類型の全窒素のみに平成 16 年度をめどに設定されていたが、平成 17 年度以降は環境基準の維持・達成を図ることとなった。)

公共用水域が該当する全窒素、全リンに係る水質環境基準の水域類型の指定（大阪湾のみ抜粋）

水域	該当 類型	基準値	達成期間
大阪湾（イ）	海域Ⅳ	全窒素 1mg/L 以下 全リン 0.09mg/L 以下	直ちに達成する。
大阪湾（ロ）	海域Ⅲ	全窒素 0.6mg/L 以下 全リン 0.05mg/L 以下	直ちに達成する。
大阪湾（ハ）	海域Ⅱ	全窒素 0.3mg/L 以下 全リン 0.03mg/L 以下	直ちに達成する。



(別記)

- 1 兵庫県神戸港和田岬灯台と同港第一防波堤西端を結ぶ線、同防波堤、同防波堤東端と同港第一南防波堤北端を結ぶ線、同防波堤、同防波堤南端と同県ポートアイランド埋立地南端を結ぶ線、同港第八防波堤、同防波堤東端と同地点から東北東方 9,200m の地点（北緯 34 度 40 分 20 秒、東経 135 度 21 分 11 秒）を結ぶ線、同地点と同地点から南東 1,600m の地点を結ぶ線、同地点と同地点から南方 12,200m の地点（北緯 34 度 33 分 12 秒、東経 135 度 22 分 52 秒）の地点を結ぶ線、同地点と大阪府阪南港阪南四区北防波堤基部から同防波堤に沿って 300m の地点を結ぶ線、同防波堤、同港阪南六区埋立地南端と同港阪南五区埋立地西端を結ぶ線及び陸岸によって囲まれた海域（大阪湾（イ））
- 2 兵庫県神戸市妙法寺川河口右岸、同地点と同地点から南 500m の地点を結ぶ線、同地点と同地点から東 5,700m の地点を結ぶ線、同地点と同地点から南東方 12,600m の地点（北緯 34 度 32 分 54 秒、東経 135 度 16 分 44 秒）を結ぶ線、同地点と同地点から南南東方 9,000m の地点（北緯 34 度 28 分 4 秒、東経 135 度 18 分 1 秒）を結ぶ線、同地点と大阪府貝塚市近木川河口左岸を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域であって、大阪湾（イ）に係る部分を除いたもの（大阪湾（ロ））
- 3 和歌山県和歌山市田倉崎と兵庫県淡路島生石鼻を結ぶ線、同島松帆崎と兵庫県明石市朝霧川河口左岸を結ぶ線および陸岸により囲まれた海域であって、大阪湾（イ）及び大阪湾（ロ）に係る部分を除いたもの（大阪湾（ハ））

(6) 大阪湾における水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定

(指定：平成 21 年 3 月環境省告示第 15 号、改正：平成 25 年 6 月 5 日環境省告示第 58 号)

中央環境審議会「水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定について」(答申 平成 16 年 8 月 27 日)により、公共用水域(河川、湖沼及び海域)毎に水生生物の生息状況の適応性に応じた水域類型について、個々の水域に対して水域類型を指定している。

海域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定(大阪湾のみ抜粋)

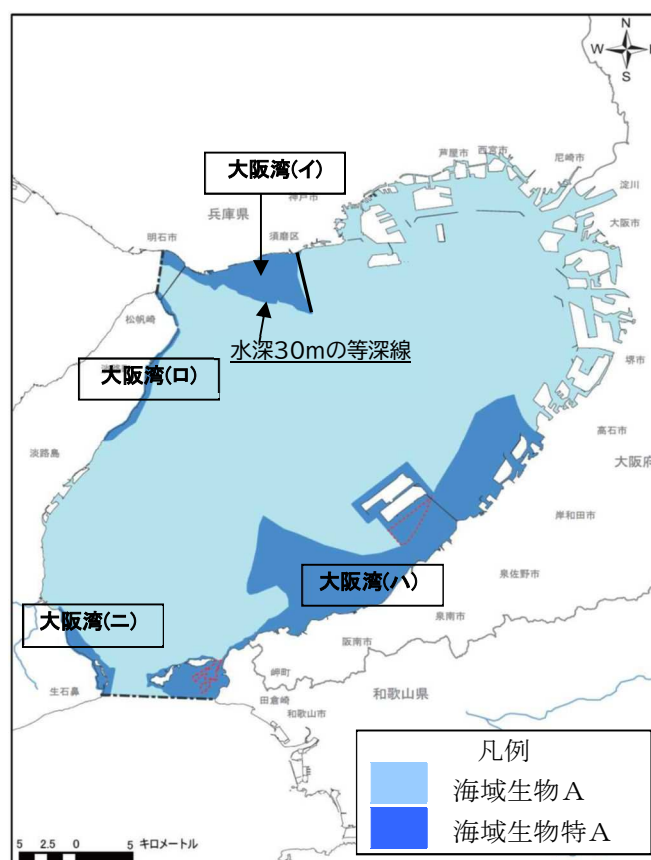
政令に基づく名称	水 域	該当類型	達成期間	指定日
和歌山市田倉崎から兵庫県淡路島生石鼻まで引いた線、同島松帆崎から明石市朝霧川河口左岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域(大阪湾)	大阪湾(全域。ただし、大阪湾(イ)、大阪湾(ロ)、大阪湾(ハ)及び大阪湾(ニ)に係る部分を除く。)	海域生物 A	直ちに達成	平成 25 年 6 月 5 日
	大阪湾(イ)(別記 1 の水域)	海域生物特 A	直ちに達成	平成 25 年 6 月 5 日
	大阪湾(ロ)(別記 2 の水域)	海域生物特 A	直ちに達成	平成 25 年 6 月 5 日
	大阪湾(ハ)(別記 3 の水域)	海域生物特 A	直ちに達成	平成 25 年 6 月 5 日
	大阪湾(ニ)(別記 4 の水域)	海域生物特 A	直ちに達成	平成 25 年 6 月 5 日

(別記)

- 1 明石市朝霧川河口左岸と同地点から南方 1290m の地点(北緯 34 度 37 分 57 秒、東経 135 度 0 分 36 秒)を結ぶ線、垂水漁港西防波堤先端と同港東防波堤(Ⅱ)先端を結ぶ線、塩屋漁港西防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、須磨浦港西防波堤先端と同港東防波堤先端を結ぶ線、須磨港西防波堤先端と同港南防波堤西端を結ぶ線、同防波堤、同防波堤東端と同港東防波堤を結ぶ線、神戸市長田区駒ヶ林南町 1-5 地先の陸地の地点(北緯 34 度 38 分 36 秒、東経 135 度 8 分 35 秒)と同地点から南方 6050m の地点(北緯 34 度 35 分 23 秒、東経 135 度 9 分 20 秒)を結ぶ線、水深 30m の等深線及び陸岸により囲まれた海域(大阪湾(イ))

- 2 淡路島松帆崎と同地点から北方 180m の地点(北緯 34 度 36 分 31 秒、東経 135 度 0 分 22 秒)を結ぶ線、淡路市岩屋長浜北東端の防波堤(西)先端(北緯 34 度 35 分 52 秒、東経 135 度 0 分 44 秒)と岩屋港防波堤(東)先端を結ぶ線、同防波堤、同港防波堤(中)、同港防波堤(1)、岩屋漁港 2 号防波堤先端と同港防波堤(北)東端を結ぶ線、同防波堤、同防波堤西端と同港西防波堤東端を結ぶ線、同防波堤、同防波堤西端と長谷川河口右岸を結ぶ線、浦港北防波堤東端(北緯 34 度 32 分 35 秒、東経 134 度 59 分 45 秒)と同港南防波堤先端を結ぶ線、仮屋漁港(森地区)南防波堤先端と同港東防波堤南端を結ぶ線、同防波堤、同防波堤北端と同港北防波堤先端を結ぶ線、仮屋漁港(仮屋地区)南防波堤先端と同港東防波堤南端を結ぶ線、同防波堤、同防波堤北端と同港中防波堤先端を結ぶ線、釜口漁港 1 号防波堤先端と同港 3 号防波堤先端を結ぶ線、淡路市佐野地先の陸地の地点(北緯 34 度 28 分 60 秒、東経 134 度 57 分 14 秒)と同地点から東方 690m の地点(北緯 34 度 28 分 56 秒、東経 134 度 57 分 40 秒)を結ぶ線、水深 30m の等深線及び陸岸により囲まれた海域(ただし、交流の翼港浮桟橋(A)先端と同港防波堤(東)先端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域を除く。)(大阪湾(ロ))

(別記 3 及び 4 については省略)



大阪湾における生物 A、生物特 A 類型の類型指定図

(7) 大阪湾における底層溶存酸素量に係る水質環境基準の水域類型の指定

(指定：平成 21 年 3 月環境省告示第 15 号、改正：令和 4 年 12 月環境省告示第 93 号)

底層を利用する水生生物の個体群が維持できる場を保全・再生することを目的に、平成 28 年 3 月、底層溶存酸素量の環境基準が設定され、公共用水域（河川、湖沼及び海域）毎に水生生物の生息状況の適応性に応じた水域類型について、個々の水域に対して水域類型を指定している。

当該環境基準の類型指定（海域）の指定については、これまで、国が類型指定を行う海域のうち東京湾について類型指定を行っており、令和 4 年 12 月 20 日の改正により、大阪湾についても水域類型の指定がなされた。

海域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（大阪湾のみ抜粋）

政令に基づく名称	水 域	該当類型	指定日
和歌山市田倉埼から兵庫県淡路島生石鼻まで引いた線、同島松帆埼から明石市朝霧川河口左岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域（大阪湾）	大阪湾奥部 (別記 13 の水域)	生物 3	令和 4 年 12 月 20 日

(別記)

- 13 阪南港岸和田新東防波堤先端（北緯 34 度 29 分 24 秒、東経 135 度 22 分 11 秒）と同地点から北北西方 4,050m の地点（北緯 34 度 31 分 20 秒、東経 135 度 20 分 56 秒）を結ぶ線、同地点と同地点から西南西方 1,600m の地点（北緯 34 度 30 分 55 秒、東経 135 度 20 分 1 秒）を結ぶ線、同地点と神戸市長田区駒ヶ林南町 1-5 地先の陸地の地点（北緯 34 度 38 分 36 秒、東経 135 度 8 分 35 秒。以下「C 点」という。）から南方 660m の地点（北緯 34 度 38 分 17 秒、東経 135 度 8 分 40 秒）を結ぶ水深 15m の等深線、同地点と C 点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた水域（大阪湾奥部）



大阪湾における生物 3 類型の類型指定図

(8) 要監視項目

① 人の健康の保護に関する要監視項目

項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/L 以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下
E P N	0.006 mg/L 以下
ジクロロボス (DDVP)	0.008 mg/L 以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L 以下
イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L 以下
クロルニトロフェン (CNP)	設定されていない
トルエン	0.6 mg/L 以下
キシレン	0.4 mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
ニッケル	設定されていない
モリブデン	0.07 mg/L 以下
アンチモン	0.02 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
全マンガン	0.2 mg/L 以下
ウラン	0.002 mg/L 以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオktan酸 (PFOA)	0.00005 mg/L 以下※

(※)PFOS 及び PFOA の指針値については、PFOS 及び PFOA の合計値とする。

- ◆ 平成5年3月8日付 環水管第21号 環境庁水質保全局長通達
- ◆ 平成11年2月22日付環水企第58号及び環水管第49号により、クロロタロニル (TPN)、ジクロロボス (DDVP)、フェノブカルブ (BPMC) は、指針値が変更され、ニッケル、アンチモンは指針値が削除された。また、ほう素、ふっ素は環境基準の人の健康の保護に関する項目に追加されたため、要監視項目から削除された。
- ◆ 平成16年3月31日付 環水企第040331003号及び環水土第040331005号により、塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン、1,4-ジオキサン、全マンガン、ウランが追加され、p-ジクロロベンゼン、アンチモンの指針値が改訂された。
- ◆ 平成21年11月30日付 環水大発第091130004号及び環水大土発第091130005号により、1,4-ジオキサンは環境基準の人の健康の保護に関する項目に追加されたため、要監視項目から削除された。
- ◆ 令和2年5月28日付 環水大発第2005281号及び環水大土発第2005282号により、ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオktan酸 (PFOA) が要監視項目に追加された。

② 水生生物の保全に関する要監視項目

ア. 河川及び湖沼

項目 \ 類型	生物 A	生物特 A	生物 B	生物特 B
クロロホルム	0.7 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下	3 mg/L 以下	3 mg/L 以下
フェノール	0.05 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	0.08 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
ホルムアルデヒド	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下
4- <i>t</i> -オクチルフェノール	0.001 mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.004 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下
アニリン	0.02 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
2,4-ジクロロフェノール	0.03 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下

イ. 海域

項目 \ 類型	生物 A	生物特 A
クロロホルム	0.8 mg/L 以下	0.8 mg/L 以下
フェノール	2 mg/L 以下	0.2 mg/L 以下
ホルムアルデヒド	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
4- <i>t</i> -オクチルフェノール	0.0009 mg/L 以下	0.0004 mg/L 以下
アニリン	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
2,4-ジクロロフェノール	0.02 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下

- ◆ 平成 25 年 3 月環境省告示第 30 号により、4-*t*-オクチルフェノール、アニリン及び 2,4-ジクロロフェノールが要監視項目に追加された。